

平成 30 年度愛媛県林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、愛媛県が国の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の交付を受けて行う愛媛県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業（以下「事業」という。）の実施に関し、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 892 号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 349 号林野庁長官通知）及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 350 号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事業の内容等

森林の経営・管理を意欲と能力のある林業経営体に集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るため、国の林業・木材産業成長産業化総合対策事業の実施に必要な経費として、平成 30 年度予算に計上された林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業により、県は国からの補助金を受けて事業を実施するものとする。

- 1 持続的林業確立対策（森林整備・林業等振興整備交付金事業費）に係る事業のメニュー、事業を実施することができる団体等（以下「事業実施主体」という。）及び補助率等（以下「メニュー等」という。）については、別表 1-1 のとおりとする。

持続的林業確立対策（森林整備・林業等振興推進交付金事業費）に係る事業のメニュー等は、別表 1-2 とする。

木材産業等競争力強化対策（森林整備・林業等振興整備交付金事業費）に係る事業のメニュー等は、別表 1-3 とする。

- 2 事業主体は、知事へ補助金の交付を申請し、補助金の交付を受けるものをいい、事業実施主体または市町長とする。
- 3 事業主体は、事業計画に基づき、関係法令等を遵守して、次のとおり事業を行うものとする。

(1) 直接補助

別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-3 に掲げる事業実施主体が事業主体となって、直接知事へ補助金の交付を申請し、補助金の交付を受けるものをいい、対象となる事業メニュー等は、別表 1-1 の 1 間伐材生産、2 資源高度利用型施業、3 路網整備（航空レーザ計測を除く）、7 コンテナ苗生産基盤施設等の整備、別表 1-2 の 1 森林経営計画作成に対する支援、2 森林境界の明確化に対する支援、3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援、4 意向調査の準備促進、5 自立的経営活動推進、7 森林資源保護の推進、8 森林環境保全の推進、9 担い手確保・育成対策、11 林業労働災害撲滅プロジェクト、12 林業経営体育成対策、別表 1-3 の 5 木造公共建築物等の整備とする。

(2) 間接補助

市町長が事業主体となって、事業実施主体等への指導、監督及び事業の推進に必要な事項を行うとともに、事業実施主体から補助金の交付の申請を受け、知事へ補助金の交付を申請し、知事から補助金の交付を受けて事業実施主体へ補助金の交付を行うものを行い、対象となる事業メニュー等は、別表1-1の4高性能林業機械等の導入、5高性能林業機械等の整備、6高性能林業機械等の整備、別表1-3の1木材加工流通施設等の整備、2木材加工流通施設等の整備、3木質バイオマス利用促進施設の整備、5木造公共建築物等の整備とする。

ただし、県の区域を対象とする広域的な取組を行う団体等（以下「県区域団体等」という。）については、間接補助の対象となる事業メニュー等であっても直接補助とする。

(3) 県営事業

県が事業主体となって、直接国へ補助金の交付を申請し、補助金の交付を受けるものを行い、対象となる事業メニュー等は、別表1-1の1間伐材生産、2資源高度利用型施業、3路網整備、別表1-2の山地防災情報伝達の総合的な推進、7森林資源保護の推進、8森林環境保全の推進、10林業経営基盤強化対策とする。

- 4 事業計画の作成において目標を定める指標については、別表2に掲げるとおりとする。
- 5 事業内容ごとの採択基準等については、別表3に掲げるとおりとする。
- 6 事業メニューごとの補助の対象経費については、知事が別に定めるとおりとする。

第3 事業実施期間

事業の実施期間は、平成32年度末までとする。

第4 事業構想等

1 (1) 事業構想

事業構想は、知事が作成するものとする。

2 (1) 地域構想

林業成長産業化総合対策実施要綱(平成30年3月30日付け29林政第892号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(1)に規定する林業成長産業化地域創出モデル事業(以下「モデル事業」という。)を実施しようとする以下の主体(以下「申請主体」という。)は、林業成長産業化地域構想(以下「地域構想」という。)を作成し、様式1により、知事に申請す

るものとする。

- ①市町(単独又は複数)
- ②市町(単独又は複数)と当該市町が属する県の共同体
- ③市町、県及び事業体等からなる協議会

(2) 地域構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ①地域の概要
- ②地域の実態
- ③地域で展開する取組の内容
- ④地域の関係者で実現する将来像と目標
- ⑤実施体制と進捗管理

- (3) 知事は、(1)の地域構想の対象区域において、モデル事業を実施することが適当であると認めるときは、当該地域構想を国に申請するものとする。
県は、国から承認通知があった場合には、地方局長を経由して、申請主体に通知するものとする。
- (4) 林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の4に定める地域構想の重要な変更は様式第2の2の3(2)の重点プロジェクトの項目に記載された事項について、推進費を活用して行う事業の新設又は廃止を伴う変更をしようとする場合とし、申請主体は、様式1に地域構想の変更案を添付して、知事に申請するものとし、(1)及び(3)の規定を準用するものとする。

第5 事業計画

1 持続的林業確立対策及び木材産業等競争力強化対策

- (1) 事業主体は、事業実施期間において実施を希望する事業内容等について、様式2により事業実施計画を作成し、知事に承認申請するものとする。なお、間接補助である事業メニューについては、事業実施主体の事業実施計画をもとに、市町長が事業主体となって事業実施計画を作成し、知事に承認申請するものとする。
ただし、県区域団体等である事業主体は、直接知事に承認申請するものとする。
- (2) 知事は、必要に応じて関係機関の意見を聴くとともに、他の事業及び関係行政機関等との十分な調整を図った上で、林業・木材産業成長化促進対策事業に係る年度事業計画（以下「県事業計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 知事は、作成した県事業計画を地方局長に通知する。
- (4) (1)の申請を受けた知事は、事業内容を審査し適当であると認められる時は、承認を行うものとする。なお、間接補助である事業メニューについては、事業主体である市町長が事業実施主体の事業実施計画を承認するものとする。
- (5) 事業主体は、承認を受けた事業実施計画について、別表3に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。この場合、上記(1)から(4)の規定を準用するものとする。

2 モデル事業

モデル事業に係る事業計画の申請、承認等の手続きについては、次に掲げるものを除き、1の規定を準用する。

- (1) 事業計画は様式2により作成するものとする。
- (2) 指標は別表2の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、設定する指標は個別指標とする。
- (3) 事業計画の重要な変更は、交付金事業の30%を超える増減に該当する場合とする。

第6 事業の実施等

- 1 事業実施主体は、知事が別に定める所要の手続きを経て事業を実施するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に対し、必要に応じ事業の実施に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 直接補助である事業メニューについては、事業実施主体への補助金の交付及びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事が行うものとする。

- 4 間接補助である事業メニューについては、補助金の交付申請、受領及び事業実施主体への補助金の交付及び事業実施の指導監督に係る事務は、市町長が行うものとする。
ただし、県区域団体等が行う事業については、直接補助と同様とする。
- 5 市町長及び事業実施主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 6 市町長及び事業実施主体は、事業のうち施設等整備に対し計画数量等に基づく定額で補助金額を算定するものについて、特に、施設等整備後の事業の実施状況を十分に把握し、計画達成に努めることとする。

第7 達成状況報告等

事業主体は、目標の達成状況について、様式5により調査報告書を作成し、調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告しなければならない。

1 事業実施計画

(1) 全体指標（持続的林業確立対策、木材産業等競争力強化対策）

① 施設費

ア 目標年度は、事業完了後の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。

イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告する。

② 推進費

ア 目標年度は、調査初年度とする。

イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告する。

(2) 個別指標

① 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。

② 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度も含める）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度9月末日までに知事に報告する。

③ 低調な施設等についての報告

②の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

第8 事業評価

事業に係る事前評価及び事後評価については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第350号林野庁長官通知）に定めるところにより、実施するものとする。

1 事前評価

市町長及び事業実施主体は、事業実施計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

2 事後評価

市町長及び事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、第7に定める達成状況報告等に併せて知事に報告するものとする。

また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、知事に報告するものとする。

第9 改善措置等

知事は、事業実施計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
- (2) 事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合

第10 施設の管理

事業実施主体は、事業について、厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

第11 事業の適正な執行の確保等

知事は、事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、必要に応じて、関係行政機関、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図るなど、事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、当該事業により、取得し、又は効用の増加した財産等については、当該事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

第12 事業交付決定前の着手

事業対象の着手（装置等発注を含む。）は、原則として知事からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式6により知事に提出するものとする。

第13 その他

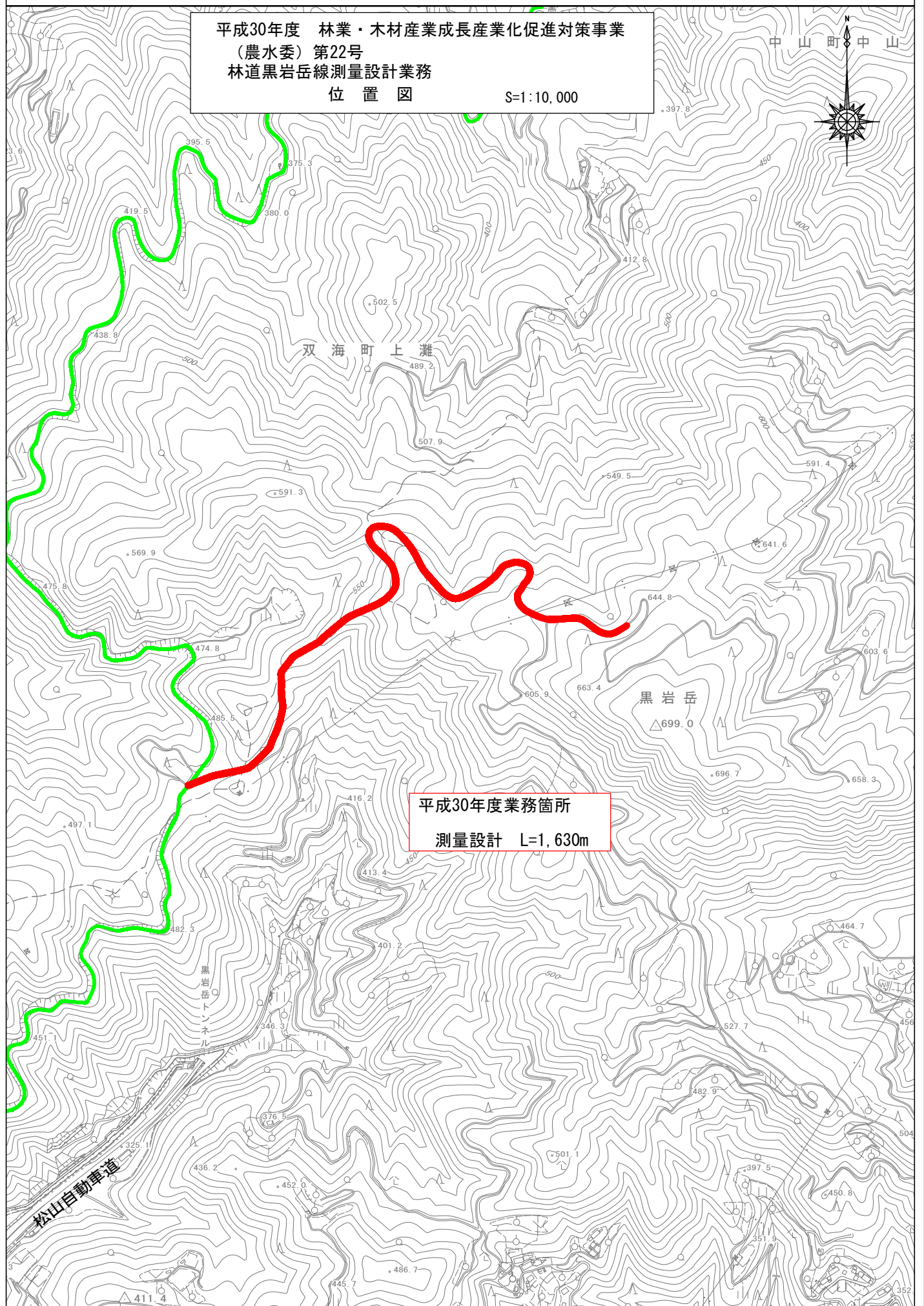
この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月5日から施行し、平成30年度事業から適用する。

平成30年度 林業・木材産業成長産業化促進対策事業
(農水委) 第22号
林道黒岩岳線測量設計業務
位置図

S=1:10,000



平成30年度業務箇所
測量設計 L=1,630m

松山自動車道